

第43回 青森県環境審議会

日時：令和5年12月21日（木） 13：30～15：00

場所：東奥日報新町ビル3階 催事場C

（司会）

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます、環境政策課課長代理の櫻田と申します。よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、本日の配付資料について確認させていただきます。

お手元の一覧と合わせて御確認願います。まず、次第、環境審議会委員名簿・県出席者名簿、席図、（仮称）青森県環境総合プラン素案に対する意見提出票、こちらを本日配付させていただきます。

次に、先日、報告案件（1）の資料として資料1を、（2）の資料として資料2、報告案件（3）の資料として資料3、報告案件（4）の資料として資料4-1から4-4まで、こちらを予めお送りさせていただきます。

資料等の不足等ございませんでしょうか。よろしいようですね。

それから本日は、ご覧のとおりオンラインを併用しておりますので、後ほどご発言の際は職員がお持ちしましたマイクの使用にご留意いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今から第43回青森県環境審議会を開催いたします。

開会にあたりまして環境生活部長の館からご挨拶を申し上げます。

（館環境生活部長）

皆さん、こんにちは。

皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また県政全般にわたりまして、日頃からご理解とご協力を賜っていることに、改めて感謝を申し上げます。

さて、本日の審議会でございますが、次第にありますとおり、（1）といたしまして「第6次青森県環境計画に係る取組状況等点検・評価結果」、そして（2）といたしまして「令和5年版環境白書」について、そして（3）といたしまして、本年9月に発表をいたしました「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」について、それぞれご報告をさせていただきます。また（4）といたしまして、全体の会議において策定スケジュール等をお示ししておりました次期環境計画につきまして、内容の見直しとともに、名称も「（仮称）青森県環境総合プラン」と改めまして、素案を取りまとめました。その内容についてご報告をさせていただきます。

委員の皆様には、各案件につきまして、忌憚のないご意見、提言を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

引き続きまして本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例によりまして、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は全委員数31名のうち、会場出席が18名、オンラインでの出席が6名、合わせて24名のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは本日の議事に入ります。審議会の運営につきましては、「青森県附属機関に関する条例」に基づき会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、これからの議事進行につきましては川本会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

(川本会長)

それでは次第に従いまして会議を進めます。会議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

はじめに議事録署名者を指名させていただきます。今回の署名者は大宮委員と関下委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は報告4件です。まずは報告案件(1)「第6次青森県環境計画に係る取組状況等点検・評価結果について」、合わせまして(2)「令和5年版環境白書について」、まとめて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

皆さんこんにちは。環境政策課環境管理グループマネジャーの一戸と申します。私から報告案件(1)と(2)につきまして、合わせてご説明したいと思います。

まずは報告案件1につきましては資料1をご覧ください。第6次環境計画の取組状況等点検・評価結果について説明させていただきます。

県では、既に皆さんご承知のとおり、現在の第6次環境計画につきましては、PDCAサイクルの考え方を取り入れまして、事業担当課による取組状況の点検、有識者による評価、審議会への報告、それから審議会からの意見・提言を踏まえて計画を推進するという流れで進めてございます。

そこで、まず点検につきましては、令和4年度の取組状況になりますけれども、環境白書をお持ちの方は124ページから151ページにかけて、計画の施策26本の取組状況を記載しています。それから目標設定指標37項目、モニタリング指標27項目について、環境白書の154ページから169ページまでのとおり、関係課に直近値、達成状況とか評価、

今後の取組等を整理していただいております。

その点検につきまして、資料1の方に戻りますけれども、概要といたしまして水環境、大気環境など、それから生活環境に関わる目標設定指標の多くで、目標を達成しているという状況でございます。

一方で、循環型社会づくりや低炭素社会づくりなどの取組におきましては、目標設定指標の達成率が80%未満のものや、計画策定時の実績よりも悪化しているものがみられる状況でございます。

次に有識者会議による評価・意見でございます。有識者会議につきましては、本日まで出席の松山委員をお願いしまして、委員7名で評価等意見をいただきました。評価の概要ですけれども、まず1つ目として目標値・期待値と実績に差がある場合は、その原因や課題を的確に把握し、目標達成に取り組むということ。

それから2つ目でいいますと、新型コロナの感染拡大による生活様式の変化や環境分野における国の政策・制度の大きな動きを踏まえ、目標値自体の再検討、それから人口減少を踏まえての指標を検討するということ。

それから3つ目といたしまして、気候変動の影響が顕著になっているということを踏まえまして、次期環境計画を策定すること。

それから4つ目といたしまして、再生可能エネルギーの導入は、自然との共生のバランスをとりながら施策を進めること。

5つ目として、県から市町村や民間回収事業者への具体的な働きかけによって、プラスチックごみを含めたごみの排出量やリサイクル率の改善につなげていくこと。

6つ目といたしまして、環境教育において体験型の環境教育の取組の推進、それから幅広い年代での環境人財の育成といった内容になってございます。

この有識者会議のご意見につきましては、庁内の関係する課にも提供し、次年度以降の施策等に反映するよう、お願いしているところでございます。

報告案件(1)につきましては以上になります。

続きまして報告案件(2)、令和5年版環境白書についてご説明いたします。資料2の表紙の裏側の上の枠で囲んだところをご覧ください。

令和5年度版環境白書につきましては、県の環境基本条例に基づきまして、令和4年度における本県の環境の状況及び、環境施策の概要について取りまとめたものでございます。

それでは1ページをご覧ください。まず本県の環境の状況でございますけれども、「(1)水環境」のところです。令和4年度の公共用水域、いわゆる河川、湖沼及び海域、これを3つまとめて公共用水域と申しますけれども、水質の調査結果につきましては、カドミウム・鉛など人の健康の保護に関する環境基準、いわゆる健康項目については、ほう素、砒素、鉛を除いて全地点で環境基準を達しています。

それから次に生活環境の保全に関する環境基準ということで、有機性汚濁、これは汚れの度合いを表すものですが、その代表的指標であるBOD、それからCODにつきました

では、環境基準の水域類型指定が行われている 89 水域中 81 水域で環境基準を達しており、達成率は 91% となっております。

それから続きまして 2 ページ目をご覧ください。一般廃棄物の排出量ですけれども、この数字につきましては、令和 3 年度のデータといたしまして、今年の 4 月に公表している数字ですので、ポイントのみご説明いたします。

県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,002 g で、目標値の 940 g まであと 62 g となっております。

リサイクル率につきましては 14.2% で、令和 2 年度と比較して 0.2 ポイント上昇しています。県が独自に調査した民間回収、スーパーの店舗等で回収している分を含めたりサイクルにつきましては、更に増えまして 29.4% となっております。

続きまして 3 ページ目をご覧ください。産業廃棄物の不法投棄ですけれども、令和 4 年度の産業廃棄物の不法投棄等の新規発見件数は 63 件で、令和 3 年度と比較して 27 件の増加、このうち当該年度のうちに解決した件数といたしましては 26 件、解決率は 41.3% となっています。

続きまして 4 ページ、温室効果ガスの排出量でございますけれども、令和 2 年度のデータが最新ということで、今年の 6 月に公表しているものでございます。本県の温室効果ガス排出量は基準年度の比較で 22.5% の減。県民 1 人当たりの温室効果ガス排出量は全国の 1.18 倍。その要因といたしましては、本県は寒冷地ということで、電気や灯油の使用が多いことが原因と考えられております。

一番下の囲みのところでございますけれども、2023 年度からの地球温暖化対策推進計画では、2030 年度までに、2013 年度比で温室効果ガスを 51.1% 削減するという目標を掲げてございます。

次、5 ページ目をお願いします。大気環境についてでございます。大気環境の常時監視の測定結果でございますけれども、県内の測定局 19 局におきまして測定してございます。

2 つ目のところなんですけれども、二酸化硫黄やいろいろ物質を列記してございますけれども、これらの物質については全地点で環境基準を達成しているという状況でございます。

3 つ目のところでは、光化学オキシダントにつきましては、依然として全国と同様、環境基準非達成というところがございます。

次、6 ページから 10 ページにかけては、令和 4 年度の環境に関するトピックスということで、順番に「地球温暖化対策推進計画」の改定、「地球にやさしい青森県行動プラン」の改定、「環境活動ネットワーク交流会 2022」の開催、8 ページにいきまして、「資源をきれいにまわそうキャンペーン」、「やってみよう、てまえどり！キャンペーン」の実施、それから 9 ページに、県境不法投棄現場の浸出水処理施設を撤去したということ。最後 10 ページのところでは、白神山地に関する環境保全研修プログラムの開発、(8) として大型獣の捕獲講習会の開催といったところになります。以上でございます。

(川本会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

中堀委員、お願いします。

(中堀委員)

説明ありがとうございました。

まず資料1ですが。点検結果のところ、「一方で、循環型社会づくりや低炭素社会づくりなどの取組において」とありますが、もはや「低炭素社会」ではなく、「脱炭素社会」に向けて世の中動いていると認識しております、この点は脱炭素社会づくりという認識を持っていただきたいなと考えております。

あともう1点、有識者会議に関するものですが、仕組みができてから7年ということで、気候変動対策、本当の待ったなしの状況におけるんですが、ここに関する専門家や、建物からのCO₂が3分の1を占めているという現状から、建物などの専門家も入れていくべきではないかと思ったんですが。いかがでしょうか。

(事務局)

地球温暖化対策グループのマネージャーをしております奈良と申します。

ご指摘のあった「低炭素社会づくり」という言葉の件ですが、こちらにつきましては、以前は「低炭素社会づくり」という用語で進めてきましたが、現在は全て「脱炭素社会づくり」という用語で統一して使用しておりますので、その旨ご報告いたします。

(川本会長)

ありがとうございます。用語としては、一応更新はされていてということですね。まず1件目、それでよろしいでしょうか。

あともう1件の方ですけれど、有識者会議の構成に関して、専門家の範囲という意見があったわけですけれども、これはどうしましょうか。今後のところで、そういうことも考えの中に入れていく必要はあるかなというか、まあおっしゃるとおりだと思いますけれども。

(中堀委員)

そうですね。気候変動対策、しっかりした情報を持って対策をどういうふうにしていけばいいのかというのをしっかり分かって評価できる方が入れればいいかと思えますね。

今後のご検討をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(事務局)

失礼いたしました。その点ご意見として深く受け止めまして、今後検討していきたいと思
います。

(中堀委員)

ありがとうございます。

(川本会長)

その他、ございますでしょうか。関下委員。

(関下委員)

先ほどのお話に出てきた構造物の効率化に関しては、確か県の総合計画の方の中で、そう
いうふうなものを推進する立場の計画であったり、そういう報告があったというお話があ
ります。どうしても光化学スモッグというか、光化学オキシダントの数字が、青森は夏場に
どうしても出やすいという状況があるんですが、これは、自然現象としてしょうがないんだ
という感じなんですか。それとも何かしら対策をとれるという考え方なんですか。

(川本会長)

何かご回答ができましたらお願いします。

(環境保全課)

環境保全課の野澤と申します。

今の光化学オキシダントにつきましては、資料2の5ページ目にごございますけれども、非
達成となった主な原因としては、主に成層圏オゾンの窒素酸化物であるとか、近年の最近の
研究では越境汚染の影響も考えられておりますので、そういった直接的な自然現象も出て
おりますので、なかなか対策としては具体には無いのかなと考えております。

(川本会長)

先ほどの気候のところにもちょっと関係するかなと思いますが。県独自で何とかできる
ということではなさそうだということかと思えます。県内でできることだけではなくて、外
部に対して働きかけをしていかないと、どうにもならないと理解しているんですけれど。

そういう理解でよろしいですかね、今のところ。

(事務局)

はい。そうですね。

(川本会長)

ありがとうございます。

環境は、県内だけではなくて周辺とつながっておりますので、すんなりといかないとか、簡単ではないと思っております。

その他、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは他に質問等がないようですので、ここまでの質疑については終わらせていただきます。

次に報告案件の3番ですね、自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

環境政策課長の上村と申します。私から共生構想について説明したいと思います。

資料3をご覧くださいと思います。

この共生構想ですけれども、今年の9月12日、前回の環境審議会の直後なんですけれども、知事から発表したものでございまして、今回の資料3はその際に説明用として配付された資料と同じものになっております。こちらで共生構想の内容について説明したいと思います。

まず1つ目として、趣旨、構想策定の背景について最初に説明をいたします。

電力の構造転換が図られている中、再生可能エネルギーの普及拡大が今国全体としても必要不可欠となっております。一方で未来世代へと引き継がれる自然環境を守らなければならない新たな局面にあります。こうした背景から、持続可能で共存共栄していく姿を描いていくことが必要となっております。

このため自然環境と再生可能エネルギーの共生のあり方について、目指す姿とその前提を定め、ルールづくりについて一定の方向性を示し、併せてそのスケジュールを示すとしたものです。また、これらに関係者だけでなく県内の市町村をはじめ広く県民の皆様へ提示することで、理解を深め協力を仰いでいくこととしたいと考えています。

次のページをご覧ください。「目指す姿とその前提」というところです。自然環境との共生を前提に、県内の電力需要相当量の全てを再生可能エネルギーによる発電で賄うことが可能な規模の導入を目指す、ということが目指す姿となっております。

その前提として、四角に囲んである3点になるわけですけれども、まず1つ目、自然環境との共生です。未来世代に引き継ぐべき自然環境を保全した上で、再生可能エネルギーの導入を図っていくということを前提の1つとしています。

それから2つ目、県・地元自治体・地域関係者の合意の下、その地域の課題解決等にも役立つ再エネの事業展開をしていくこと。

それから3つ目、地域経済等への貢献。事業者による再生可能エネルギー発電と併せて、再エネ、その地域で活用するエネルギーの地産地消や、地域が恩恵を享受できる取組などを推進して、地域の活性化と持続的発展につなげていくこと。

以上の3点が前提となっております。

その下の資料ですけれども、これは参考データとして、まず県内の再エネ発電設備導入容量について記載をしております。皆さんご承知だと思いますけれども、風力については全国第1位の導入容量になっているという状況です。

次のページをご覧ください。これが県内の電力需要に対する再エネの発電実績、令和3年度の実績です。この表の一番下、県内電力需要に対する再エネの割合は現在は36.3%という現状になっております。

ただし今後見込まれる量を加えるとどうなるかというのがその下、シートの6ページ目になりますけれども、参考として書いているところです。洋上風力発電、具体的には日本海南側、この確保済み系統容量、それに加えて固定価格買取制度、FITの認定済みのうち未稼働の分、これを現在確保の分と合わせますと、一番下にある約91.1%、これぐらいの量が見込まれるという数字になっております。

次のシートをご覧ください。3の「自然環境との共生に向けたルールづくり」というところです。ルールづくりとして3項目を掲げています。(1)は陸上風力、太陽光などについて、(2)は洋上風力、それから(3)は再エネに係る新税についてです。このうちこの環境審議会に直接的な関わりのある分野として、特に(1)の陸上風力、太陽光発電に係るルールづくりを中心に説明をしたいと思います。

まず陸上風力、太陽光などについてですけれども、近年、風力発電所をはじめとする再エネの導入が急速に進められている中、問題が顕在化しています。具体的には自然環境への懸念ですとか地域への説明不足、こういったことを背景にさまざまな問題が本県に限らず全国で顕在化しているというような状況です。また現行制度の下では、法令上の要件が整っていれば、地域の十分な理解が得られていない状態であっても、事業者は事業に着手することが可能となっております。そこで再エネと地域・自然とが、共生することのできる新たな仕組みづくりの検討を開始することとしたものです。

次の下のシートをご覧ください。具体的にア・イ・ウと3つ書いていますけど。まずアとして、「再エネと地域・自然との共生に係る条例等の設定」でございます。方向性としては1つ目として、再エネ施設の立地を禁止するエリアのゾーニング、それから2つ目として、地域との合意形成を円滑にするためのプロセスの制度化、こういった方向性で検討を進めることとしております。

条例の制定は、令和6年度末までに制定するスケジュールで検討を進めることとしておりまして、各分野の専門家による検討会を今後設置して、具体的な検討に入っていくこととしております。その過程で、この環境審議会でもご意見を伺う機会を想定しております。

次にイとして、「市町村による促進区域の設定を支援」です。具体的には、内容はここには書いてないんですけれども、令和4年4月の地球温暖化対策推進法の改正によって、地域の合意の下で経済活性化や災害に強い地域づくりなど、地域に貢献する再エネ事業を推進するための地域脱炭素化促進事業制度というものが創設されております。この制度は市町

村が促進区域を設定して自らの計画に位置付け、事業を進めていくというものです。県としては、市町村の促進区域設定にあたって参考となる県基準の策定など、市町村による計画策定の取組を支援していくこととしております。

次のページのシート、ウとして「脱炭素社会に向けた取組」です。再エネへの立地促進と併せてエネルギーの地産地消を進め、環境と経済の好循環による地域の持続的発展につなげていくため、国の交付金を活用して太陽光発電設備や蓄電池など、自家消費型の再エネ設備の導入を促進していくこととしております。

四角で囲んであるとおり、このうち条例につきましては、先ほど申し上げましたとおり令和6年度中の制度構築を目指して、現行の環境影響評価制度と併せて地域・自然との共生を実現していきたいと思っております。

次、(2)として洋上風力についてでございます。洋上風力発電については、一般海域、港湾区域、漁港区域と、それぞれの区域ごとにこういうふうに進めていきますと書いてあります。それぞれの海域で関係法令がございますので、いずれの海域でも、地元と漁業者などの関係者の理解と関係法令の適正な手続きを踏まえて実施をしていくということとしております。

次のシートをご覧ください。洋上風力発電施設建設のための港湾整備について2点記載をしております。青森港の基地港湾としての整備を進めていく、それから津軽港のO&M港、これはオペレーション&メンテナンス港、保守・管理の拠点となる港です。この積極的利用に向けて整備を進めていくということとしております。

次にルールづくりの3つ目として、その次のシートですが、(3)再エネにかかる新税の検討です。再エネの推進と立地地域となる本県の共存・共栄を図ることが重要であり、新たな枠組みの一つとして新税の検討を行っていくこととしたものです。

以上が3つのルールづくりとなります。

次のシートではスケジュールを示しております。

最後にまとめとして、構想を知事が発表をした際に、知事からのメッセージということも含めてまとめられているわけですが、この3つ目にあるとおり、自然環境と共生するためのルールのもと、再エネの立地を促進することで、我が国のみならず、地球環境にも貢献していこうという形でこの構想を締めくくっております。

以上のとおり、この共生構想の内容に沿って、今年から来年度に検討を進めていくということとしております。説明は以上です。

(川本会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。中堀委員、お願いいたします。

(中堀委員)

説明ありがとうございました。

今回の、主に森林とか、そういうところの再生可能エネルギーの話かなと思うんですけども、もしよろしければ、都市部で住宅などへの再エネ設備の設置促進も合わせて考えていただければと思います。自然環境では、やはりなかなか山を切り拓いていくとかふさわしくないと考えますが、住宅の屋根はたくさん空いておりますので、国も推奨しております。

ちょっとご紹介させていただきますと、国土交通省で建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度というのが、令和6年4月に施行されることになっております。この制度に関しては、促進地域を定めることで、太陽光パネルなどの再エネ設備を建築主に対して説明を義務化したりとかさまざま含まれていまして、是非いっしょにこちらの制度を活用して進めたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

(事務局)

この構想ですけれども、規制という部分だけではなくて、併せて促進をする、それは大型の発電施設だけではなくて、自家消費型も含めて住宅や建築物への再エネ設備の導入促進も併せて行っていくこととしておりますので、そういう方向性で進めたいと思います。

(中堀委員)

それと国土交通省の制度も利用を検討していくということによろしいですか？

(事務局)

あらゆる制度を活用しながら進めていくことを考えたいと思います。

(中堀委員)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(川本会長)

ありがとうございます。エネルギーの地産地消というのは国レベルの地産地消だけでなく、やっぱり、今出たような人の住んでいる、県内の中でも人口もしくは産業の盛んなところで活かせるところは活かしていきたいということかと思っておりますので、是非さまざまな手法を使っていただければと思います。

他にご意見・ご質問ございますでしょうか。大宮委員お願いします。

(大宮委員)

8ページのところに、「法令上の要件が整っていれば、地域の十分な理解が得られていない状態であっても、事業者は、事業に着手することが可能」とありますが、やはり地元とか

住民の協力を得てやって欲しいと思いますし、実際、私たちのところでも、送電線のところに結構な宅地があります。

やはり私たち漁業をやっている者としては、山の木が切り倒されて、やはり漁業と木というのはすごく関連性がある、山の養分が海に入って、海の魚やホタテやらが成長するという考えがあるものですから、皆さん、反対したんですよね。それで結局はやらないことになったんですけれども。

太陽光発電をするなら、もっと下の方に木を伐採したところがあって、そこならどうだというお話になり、そこだったら送電線の近くよりはいいと言われました。

やはり水害で結構海の方に大きな材木が流れてくるんですよね。そういうのを見ていると、やはり自然の災害はすごく恐ろしいと思うし、やはり自然環境から言っても、あまり木とかは伐採してほしくないという考えを持っています。

でもどうしてもやらなければいけないというか、そういう形になってくると、やはりお話をきちんと住民の方たちが理解すれば、反対もそんなに無くなってくるのかなと思っています。うちでも山のところに結構木を植えている箇所があって、実際反対したんですけれども、やはり住民との話し合いとか、その辺も少し必要です。内容を分からない人も結構います。だからきちんとお話していただくとありがたいと思います。

これから洋上風力をやるということは聞いていますけれども、私のところは関係ないと言えば関係ないんですけど、実際、この洋上風力発電の設備が海の中に立っていくことになると、やはり安全上の問題とか、陸上とはまた違う問題が出てくるのかと思っていますので、その辺のところはどういう考えでやっていくのかなと思っていました。

(川本会長)

今の段階で答えられることがありましたらお願いします。

(事務局)

委員おっしゃるとおり、前半の地元への説明、理解不足というのがあると考えております。先ほど説明したとおり、新しくつくる条例の方向性としては、単なる「ここはいいです、悪いです」というゾーニングだけではなくて、一番大事なのやっぱり地元への説明、合意形成を得ながら事業を進めることだと思いますので、そこをしっかりとルールを決めていきたいと思っています。

一概に事業規模だとか場所だとか、それは個別個別で状況が違うと思いますので、一律こうするというようにはなかなかいかないと思いますが、少なくともその地域への説明はルールの中でしっかりできるようにしていきたいと思っています。

また洋上風力については、それぞれ再エネ海域利用法という法律に基づいて、青森県であれば日本海南側が先行して進んでいるわけですが、関係者による協議会の中で、安全対策も含めて議論され、事業が進められていくものと考えています。以上です。

(川本会長)

ありがとうございます。

これまででしたら環境アセスメントを通してしまえば、そのまま事業が進んでしまうというようなことがありました。今回、非常に問題になった風力発電に関して言うと、特に都市部の資本が勝手にやって、「勝手にやって」と言うと語弊がありますが、地元の事業者がどれくらい入っていたのかちょっとよく分からないところもありました。そういうようなものに対して、まずイメージとして、新たな仕組みで地元の合意をとるという考えが入ってきたということかと思います。

今紹介していただいた例で言うと、近くの山林が地権者の意志だけで太陽光パネルが並べられてしまうと困る。これもちょっと制度上は非常に難しいかもしれませんが、やっぱり地元に対しては説明が入ることが含まれてもいいのかなと思います。可能であれば、そういうことも中に入れて施策として進めていただければと思います。

それではほか、この件に関しましてご意見・ご質問等ございますでしょうか。関下委員、お願いします。

(関下委員)

資料3の一番最初のページのところで、自然環境との共存が趣旨としてちゃんと謳われたので、文言的に再生可能エネルギーを推進するという考えではなくて、ちゃんとバランスをとるとというのが明文化されたことは非常に安堵しています。

実は洋上風力に関しても、太陽光パネルについても分からないことが多いまま見切り発車的に検討が行われているんです。

ですから、例えばの話ですけれども、水辺で太陽光パネルをやられると、どうも水生昆虫が、例えば赤とんぼなんか太陽光パネルにどんどん卵を産んじゃって、赤とんぼがいなくなるんじゃないかという懸念が出て来たりとかします。

だから青森から、田んぼに、秋になって、お盆過ぎた頃に赤とんぼの群れがいなくなるということを県民が許容できるのかと、そういう風景の一つも含めて、今後、考えていかなければならない。そういう難しい、分からないまま進んでいるんだよということです。

ですから私、資料1の方でPDCAサイクルの考え方を入れていますので、技術であるとか、こういうことだよということはこれからどんどん出てくると思います。早く見直しができるように、我々も含めて環境のアンテナを張っておいていただくようにしていただければいいなと思います。

青森県の場合、陸域での風力発電など、既に隣の風力発電のせいで風が来なくなるくらいのレベルで密度を高く立てたりしている。それが海上で起きたらどうなるかということ、今、どんどん青森県の海域は海水温度が高くなってきているんですけれども。風力発電が風を閉じてしまったら、もしかしたら海を冷やす力もなくなってくるかもしれません。分からな

いことだらけなんです。

だから、そういうことについて我々、もうちょっとアンテナを張らなければいけないのかなど。P D C Aの考え方が資料1にあるのですが、できれば資料3の方にも書いておいていただければ、早め早めにできるのかなと考えました。

(会長)

ありがとうございます。ご返答ございましたらお願いします。

(事務局)

P D C Aの話に関しては、これは共生構想としても策定されているわけですがけれども、次の議題である環境総合プラン、この中でも環境と再エネの共生の取組を進めるということを書いております。そのプランの中での進行管理の中でご意見を伺う仕組みもございますので、そういった形で進行管理をしていきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。

導入ペースですね、一気に、例えば2030年再エネ100%と言っているのが一気に来ると何が起きるか分からないということかと思えます。ペース配分というのもある必要があるかもしれません。

そういう意味で、シートの6枚目のところ、県内需要に対する再生可能エネルギーの発電見込が91.1%、これは時期としてはいつ頃が目途になっているのでしょうか。

(事務局)

時期については、いつまでというのは申し上げられません。期限はないです。

(川本会長)

F I Tタイプの方は特に導入がスキームに上がっているわけではないということでしょうか。

(事務局)

はい。

(川本会長)

分かりました。ありがとうございます。

それではほか、いかがでしょうか。すいません、先ほどからオンラインの方に呼びかけをしておりますでしたが。オンラインの方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

会場の方もよろしいでしょうか。

それでは特に他にご意見がないようですので、案件の（３）に関しましては終わらせていただきます。

次に報告案件の（４）「（仮称）青森県環境総合プランの策定について」、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

引き続き私から説明をしたいと思います。

冒頭、部長挨拶にもありましたとおり、9月の審議会において次期環境計画の策定について検討体制ですとかスケジュールについて報告したところですが、有識者会議での検討などを踏まえて、この度、素案として内容を取りまとめましたのでその内容について報告させていただきます。

まずは資料4-1で策定のポイント等概要を説明して、あわせて資料4-2の概要、それから4-3が素案本体となっておりますので、これらも一部使いながら説明をしたいと思います。

まず4-1をご覧ください。「（仮称）青森県環境総合プランの策定」についてです。まず1番目の概要にあるとおり、県では、本県の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県の環境基本条例に基づいて環境計画を策定しています。現行の第6次計画は、今年度で計画期間満了となるため、次期計画としてこの「（仮称）青森県環境総合プラン」を年度内に策定するというものです。

2番目の計画策定のポイントです。まず、これまでは各分野の事業レベルの内容を記載していました。わりと細かい記載をしておりましたけれども、社会情勢の変化とともに環境に関する各分野の計画策定が進んだため、政策・施策レベルの方向性を体系的に示す計画に見直しをしております。

例えば、各分野の計画、地球温暖化対策推進計画ですとか循環型社会形成推進計画、こういった個別計画がございます。したがって方向性を体系的に示すという形に、今回、見直しをしております。

見直しに伴い、これまでの名称を刷新し、「環境総合プラン」として新たな計画をスタートさせたいと思います。

なお、ここでは書いてないんですけども、県の新たな基本計画、今日の参考資料でも使用しますが、次期基本計画が年度内に策定されることから、この基本計画の政策体系をベースに、この環境総合プランの施策についても内容を検討しております。

次、3番目、有識者等による検討経過です。これは前回もご報告をしたところですが、環境審議会の委員を含める7名の委員で構成する有識者会議、松山委員に議長をお願いしましたけれども、この会議を設立して検討を行っております。

それから2ページ目をご覧ください。検討スケジュールとして、8月から11月にかけて

3回の会議を開きまして、いろいろご意見を伺ったところです。それから、庁内における検討も併せて行ってまいりました。

次、4番目の計画素案の内容については、次の資料4-2で説明をいたしますので、先に5番目の今後のスケジュールのところを簡単に説明したいと思います。現在、一番上にあるとおり12月18日から、既にこの素案についてパブリックコメント、それから市町村への意見照会を行っております。本日、審議会の委員の皆様にご説明して意見を伺うということにしておりますが、皆様方からの意見につきましては、今日お配りの中に意見票もお配りしてありますけれども、今日はなかなか全部意見を出し切れないという方もいらっしゃると思いますので、12月27日までに改めてご意見をいただきたいと思っております。

そして2月中旬に改めて計画案として取りまとめたものを環境審議会にお示しをして、諮問をさせていただいたうえで、答申をいただきたいと思っております。3月に策定、計画の決定、こういったスケジュールで進めているところです。

次、具体的な内容を説明したいと思いますので、資料4-2、1枚ものの素案の概要をご覧いただきたいと思っております。

まず第1章として「計画の基本的事項」、計画の位置付けですけれども、先ほど言ったとおり基本計画が年度内に策定されます。この基本計画の目標実現に向けて、環境に関する政策・施策の具体的な取組内容を体系的に示すものであります。また併せて、これも先ほど言ったとおり、環境基本条例に基づく計画であります。こういった位置付けとなります。計画期間は来年から5年間です。

第2章には、「環境を取り巻く状況」について記載をしておりますが、内容はここでは省略したいと思います。

そして第3章に「2040年のめざす姿」を掲げています。中長期的な視点に立って施策を展開していくため、県の基本計画と同様に2040年のめざす姿を掲げているところです。

基本目標としては、「自然との共生、脱炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」としているところです。

次に右側、第4章、「政策・施策の体系」ですけれども、このめざす姿の実現に向けて、5つの政策を柱として展開をしていくこととしております。

まず政策のⅠ、「カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現」、具体的には温室効果ガス発生抑制対策、再エネ活用の促進、吸収源対策、気候変動への適応などの取組です。

それから政策Ⅱとして、「資源効率の高い循環型社会の実現」、ごみの排出量削減対策、資源循環の取組推進、廃棄物の適正処理推進、災害廃棄物対策などです。

政策のⅢとして、「安全・安心な生活環境の保全」、県民の安全・安心な生活環境の保全に向けた大気・水・土壌環境の環境汚染防止対策などです。

政策Ⅳとして、「豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承」。自然環境の適切な保全管理、生物多様性の保全・再生、健全な水環境の確保、良好な景観の保全、歴史・文化の保全・継

承などです。

最後、Vとして、「あおもりの環境を守り育てる人財の育成」、あおもりの環境を次世代につなぐための環境教育の推進、環境配慮行動の拡大などの取組です。

次、裏面をご覧ください。この5つの政策ごとに具体的な取組項目となる施策を設定しております。第5章では、その施策ごとに展開方向、具体的にどんな取組をしていくかというところを記載しているのですが、この概要には具体的な展開の方向を書いておりませんので、ここで資料4-3、素案の本体を見ていただきたいと思います。

素案の10ページをお開きください。時間の都合上、全部の説明はしませんが、例示として2つほどご紹介をしたいと思います。まず、この10ページは政策Iの「カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現」、この中の施策の1、「温室効果ガスの排出抑制対策の推進」というものです。これに関して施策の展開方向の考え方について説明をしたいと思います。

どのページもそうなんですけれども、左側に「現状と課題」を記載しております。ここでは地球温暖化対策として、家庭、産業、運輸など各部門の排出抑制対策が必要である旨を記載しているところです。

そして、その課題解決に向けた施策の展開方向、具体的な取組を右側に「施策の展開方向」として記載しております。この施策1の中では、まず①、家庭における省エネ行動や省エネ機器の普及などの対策、②は事業活動における省エネ型の設備導入など、事業者向けの対策、③では住宅、建築物の省エネの取組。先ほど構造物の地球温暖化対策のご意見が出ましたけれども、そういった対策もここに盛り込んでおります。④としてスマートムーブなどの運輸部門対策、こういった各種取組を進めていくという方向をお示ししております。

なお、これらの方向性についてはその基本計画に掲げる取組ですとか、関連計画である、ここでは県の地球温暖化対策推進計画、そこで掲げている取組をベースに整理をしているところです。

もう1つ、政策IIについての説明をしたいと思います。14ページをお開きください。政策IIは「資源効率の高い循環型社会の実現」。この中の施策の1、「限りある資源を有効活用する3R+の推進」という項目です。

課題としては、左側に書いております、全国と比較してごみの排出量が多いことと食品ロス対策、あるいはプラスチックごみ対策の推進が課題であること、こういったところを踏まえて、右側の展開方向につなげております。

具体的には、①家庭や事業活動における3Rに加え、再生可能資源への代替など資源循環に向けた取組の拡大・実践促進、②として、食品ロス削減や生ごみ減量などごみの排出量削減に向けた取組の推進、③として、古紙やプラスチックをはじめとするリサイクル資源の適正分別と資源循環の取組推進。

これら展開方向として7つの取組をここでは掲げているところです。

この分野については県の基本計画のほか、青森県の循環型社会形成推進計画という個別

計画もございますので、そこで取り組まれている取組方向と整合性を合わせた形で整理をしています。

これらのおり、5つの政策それぞれに設定している、より具体的な施策レベルの取組について現状と課題を整理した上で展開方向を掲げているという形になっております。

また概要版4-2に戻っていただきたいと思います。第6章の部分、「計画の推進」です。各主体の役割、それから計画の進行管理等について記載をしています。このうち計画の進行管理にあたっては、基本計画の政策点検、具体的には庁内における自己評価ですとか総合計画審議会における評価、この政策点検を活用して取組状況を点検・評価するとともに、その結果を環境審議会に報告して、審議会からいただいた意見を次年度以降の施策に生かしていくと、そういう形で着実に取組を推進していくこととしています。

また進行管理にあたり、その下の表にありますとおり進行管理指標というものを設定しています。ここに掲載しているのは各政策ごとに代表的な主な指標を一つずつ掲載しておりますけれども、本体を見ていただくと分かりますけれども、政策ごとに複数の指標を設定しているところです。環境に係る現状や各政策・施策の進捗状況を把握するために設定しているものです。素案本体の27～29ページにかけて個別の指標の記載をしています。

最後に第7章についてです。「開発事業等における環境配慮指針」ということになります。これまでも、現行計画もそうですけれども、引き続き開発事業等にあたって事業者が配慮すべき事項を指針として示しています。

なお、一定規模以上の開発事業については環境アセスメント制度がございますので、それに則って行われるわけですけれども、その対象とならないものも含めて、開発するにあたっての基本的な配慮事項というものをこの計画の中で示しているものです。

この指針については本体とは別に別冊として取りまとめをしているところです。内容の説明は割愛させていただきます。

以上、素案の説明でございましたけれども、最後に繰り返しになりますが、これからのスケジュールとして、皆様方からの意見を、27日、来週水曜日を期限としてお受けしたいと思います。皆様からの意見ですとか、現在実施中のパブコメでの意見などを受けて、今後、計画案として取りまとめて、2月中旬を予定している次回の審議会において改めてお示しをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

(川本会長)

ありがとうございます。

今、分かる範囲ということでご意見、ご質問をいただいた上で、この場で間に合わない部分に関しましては精査いただいて、27日までにご意見を提出いただければと思います。

それではご意見を伺う前に、有識者会議の議長として取りまとめにあたっていただきました松山副会長から少しコメントをお願いいたします。

(松山副会長)

次期青森県環境計画策定に関わる有識者会議の議長を務めました松山です。

有識者会議といたしましては3回検討を行いました。先ほど事務局の方からご説明がありましたように、資料4-1に書いているとおりでございます。

まず最初に令和5年度で完結する第6次の青森県環境計画の点検・評価を行いました。また同時に次期青森県環境計画策定に関わる環境に関する県民アンケートの結果についても意見交換をいたしまして、先ほどから出ていると思いますけれども5つの政策、次期の環境計画の方針であります脱炭素社会の実現、循環型社会の実現、生活環境の保全、豊かな自然環境の継承、人財の育成といったテーマから議論をいたしました。

その後、庁内関係部局とのすり合わせを行いまして、先ほど事務局の方からご説明がありました計画素案になっているというものです。

特に資料4-1の4の(3)のところにあるように、2040年のめざす姿といたしまして、「自然との共生、脱炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」を目標にして、全体の状況を把握して、進行管理を行っていく内容となっております。これは先ほど事務局がお話したように素案の26ページに書いてある考え方です。このようなPDCAサイクルが出てきましたけれども、OODAループの考え方、より早い臨機応変な対応をするという考え方ですけれども、臨機応変に早くどんどん進行管理をしていくというイメージです。

ただし、これまでの環境計画の点検・評価で用いたような具体的な環境基準、これは全て用いないというわけではなくて、ちゃんとバックデータとして用いております。計測して十分に環境を見守るといっても行われることとなりますので、皆さん、心配なさらないようにと思っております。

青森県の環境、地球環境に対して中長期的な視点に立って進行できるような計画になると考えます。以上となります。

(川本会長)

ありがとうございました。

それでは委員の皆様からご質問、あるいはご意見、この場で出せるものがありましたらどうぞご発言ください。中堀委員。

(中堀委員)

3つ、手短にお願いしたいんですけども。まず1つ目ですが、前提としてこのプランはいいと思います。特に1番に脱炭素を掲げていただいたのはとても喜ばしいと考えております。

COP28が先日行われ閉幕しましたけれども、ここで新たな合意内容が出ております。本県の計画にも合致するところだと思うんですけども、COP28の合意内容も改めて踏まえていただいて計画を進めていただきたいと思いますので、まず1つ目、お願いと意見

として揚げさせていただきます。

あと2つ目でございます。会長、ちょっとパネルを今日、用意してまして、もしよろしかったら掲示させていただいてもよろしいですか。

(川本会長)

結構です。

(中堀委員)

ありがとうございます。これは先日、青森市環境フェアというところで、私、出展しましてブースで展示したものになります。こちらの計画にも記載されているとおり、建物の断熱ということが重要でありまして、国交省から等級7まで現在出ています。その中で等級5が国交省が提示するゼロエネルギーハウスレベルであり、6、7と上の段階がございます。5だと、まだ脱炭素には不十分と考えられておりまして、できる限り6以上、7、もしくは6.5という考え方も北九州市の方で出ているようなので、そのようなことも意見として揚げさせていただきたいと思いました。これが2点目でございます。

3番目ですが、昨年環境審議会環境白書などについて、私、多数質問をさせていただいていたんですが、その経過報告を併せて今回の27日までのものに質問として入れさせていただいて、ご回答いただければなと考えたのですが、この点もご了承いただければなと思ったのですが。いかがでしょうか。

以上、3点、よろしく願いいたします。

(川本会長)

ありがとうございます。一番最後のところに関しては、書いていただいて構わないですね。是非ご意見を出していただければと思います。

それでは2点、COP28対応と、それから断熱ハウスの推奨と施策に関してお願いします。

(事務局)

COP28について、この計画でも国内外の状況を踏まえて、それら個別の取組を進めていくという政策・施策の方向性を示しております。そういう情勢も踏まえて具体的な取組、考えで進めていくということにしております。

ただ国レベルと県レベルで何ができるか、それぞれあると思いますので、そういうことも踏まえながら県ができる取組を進めていくことをご理解いただければと思います。

それから建築物、住宅の断熱化についても既に取組も進めておりますし、今回のプランの中で方向性として示していると思いますので、今のご意見を参考にしながら今後進めたいと思います。

(中堀委員)

ありがとうございました。

(川本会長)

ありがとうございます。

それではほかにご質問・ご意見はございますでしょうか。鎌田委員、お願いします。

(鎌田委員)

政策のⅢのところですけども。大気環境、水環境の保全というのがありますが。ここに土壌環境がないというのは、どういったことから除いてしまったのかなと思いました。

というのも、ちょっと私、記憶が忘れてしまったんですけども、だいぶ前になりますが政策Ⅱのところに考えが入っていたんですけども、廃棄物処理場の埋立地のところからダイオキシンを検出したというニュースがだいぶ前にあったような気がします。そういったところで、化学物質の対策や、土壌環境の対策というところも計画の中に入れていった方がいいんじゃないかなと思ったんですけども、その点はどうなんでしょうか。

(川本会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

土壌汚染ですとかダイオキシン類については、政策Ⅲの施策3に「身近な生活環境の保全」という項目があります。そこに含めております。またダイオキシン類に関しては、次の施策4「化学物質対策の推進」に含めて取組を進めていくという整理をしているところです。

(鎌田委員)

ありがとうございます。環境対策のところ、燃焼とともに出てくるようなダイオキシンしか書いてなかったりしますので、もちろん埋立地から出たダイオキシンもつながって見えるような書き方をしていただけるともう少し分かりやすいかなと思います。

(川本会長)

確かに政策Ⅲの施策3のところ、土壌に関するところが書かれていて、それからその施策4のところ、化学物質対策としてダイオキシン、ただし、こちらは焼却がメインの書き方ということで、この関連で、そこはいかがでしょうか。

(事務局)

改めて、27日までのご意見のところ、具体的にどういう見直しが適切かというところ
はご助言をいただければ参考にさせていただきたいと思います。

(川本会長)

ありがとうございます。じゃあ少し、コメントがありましたら27日までのところでいた
だければと思います。

他の方、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。オンラインの方はよろしいでしょ
うか。

それではご意見、今の段階ではないようですので、これで質疑を終わらせていただき
たいと思います。それでは以上をもちまして、本日の議事案件について全て終了といたし
ます。議事進行を事務局にお返しいたします。ご協力、ありがとうございました。

(司会)

川本会長、委員の皆様、ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、環境生活部長の館からご挨拶申し上げます。

(館部長)

川本会長、そして委員の皆様、長時間にわたりましてご審議いただきまして誠にあり
がとうございます。

本日もさまざまなお意見をいただきました。私どもも、先ほど申し上げました(仮称)環
境総合プラン、それからその他各種取組に意見を反映させていきたいと考えてございま
すので、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。閉会の挨拶とさ
せていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第43回青森県環境審議会を閉会いたします。

なお次回審議会は、先ほどお話ししましたとおり2月を予定しています。改めて皆様
にはご照会させていただきますので、よろしくお願い致します。

本日は誠にありがとうございました。